学校の設置者**用チェックリスト**

**目 次　　　　　　 　　　　　　　 　　　　　　 ページ**

**■事故発生の未然防止編（指針ｐ5～10参照）　　　　　　　　　　 P.2**

**◇重大事故・ヒヤリハット事例の共有と活用**

**◇各種マニュアルの策定・見直し**

**◇教職員の危機管理に関する資質の向上**

**◇安全点検の実施**

**■事故発生に備えた事前の取組等編（指針ｐ11～13参照）　　　　　　 P.3**

**◇事前の取組の推進に当たって**

**■事故発生後の対応編（指針ｐ14～22参照）　　　　　　　　　　　　 P.4**

**初期対応時（事故発生直後～事故後１週間程度）の取組**

**◇危機対応の態勢整備**

**◇被害児童生徒等の保護者への対応**

**◇学校の設置者等への報告，支援要請**

**◇国への一報**

**◇基本調査の実施 ※「基本調査」編のチェックリストで確認**

**◇保護者への説明**

**◇記者会見を含む情報の公表及び関係機関との調整**

**再発防止に向けた中長期的な取組（事故後１週間程度経過以降）：詳細調査の実施**

**※「詳細調査」編のチェックリストで確認**

**■「基本調査」編（指針ｐ24～29参照）　　　　　　　　　　　　　 　P.6**

**◇基本調査の対象**

**◇調査の実施主体**

**◇関係する全教職員からの聴き取り**

**◇情報の整理・再発防止策の検討・報告**

**◇基本調査における被害児童生徒等の保護者との関わり**

**■「詳細調査への移行」編（指針ｐ30～31参照）　　　　　　　　　　 P.8**

**◇詳細調査への移行の判断主体**

**◇詳細調査に移行すべき事案の考え方**

**■「詳細調査の実施」編（指針ｐ32～36参照）　　　　　　　　　　　 P.9**

**◇詳細調査の実施主体**

**◇詳細調査委員会の設置**

**◇詳細調査委員会の構成等**

**◇詳細調査の計画・実施手順**

**◇被害児童生徒等の保護者からの聴き取りにおける留意事項**

**◇事故に至る過程や原因の調査（分析評価）と再発防止・学校事故予防への提言**

**◇報告書の取りまとめ**

**■再発防止策の策定・実施編（指針ｐ37～38参照） 　　　　　　　　 P.12**

**◇詳細調査委員会の報告書等の活用**

**■被害児童生徒等の保護者への支援編（指針ｐ39～43参照）　　　　　P.13**

**◇被害児童生徒等の保護者への関わり**

**◇中立な立場で事故に係る対応を支援する「支援担当者」の設置**

**■事故発生の未然防止編（指針ｐ5～10参照）**

**◇重大事故・ヒヤリハット事例の共有と活用**

|  |  |
| --- | --- |
| ☑欄 | 取組等 |
|  | 日頃から学校で発生した重大事故又は繰り返し発生している事故の情報収集に努めるとともに，国からの事故情報及び未然防止のための注意喚起の通知や，独立行政法人日本スポーツ振興センター（JSC）からの発表される事故情報等を速やかに所管の学校に周知・共有すること等により，事故の未然防止に努めている。 |

**◇各種マニュアルの策定・見直し**

|  |  |
| --- | --- |
| ☑欄 | 取組等 |
|  | 学校が策定する危機管理マニュアルについて，事故や災害等から児童生徒等の安全を確保できるものになっているかを定期的に点検し，不備があれば，指導・助言により，是正を促している。 |

**◇教職員の危機管理に関する資質の向上**

|  |  |
| --- | --- |
| ☑欄 | 取組等 |
|  | 学校における教職員の危機管理に関する研修等が着実に実施され，その充実が図られるよう，研修機会の情報提供や研修・訓練の実施状況の確認等を行っている。 |
|  | 過去の事故事例や日本スポーツ振興センター等の事故災害情報等を参考にするなど，事故対応に当たっての知見を得ている。 |

**◇安全点検の実施**

|  |  |
| --- | --- |
| ☑欄 | 取組等 |
|  | 校舎等からの転落事故，遊具による事故，固定していない備品による地震の際の被害等，過去の事故が繰り返されることの無いよう，定期・臨時・日常の安全点検の中で，施設設備の不備や危険個所の点検・確認，改善等を学校と学校の設置者が連携を図っている。 |
|  | 緊急時に使用するAED等の救命や避難等に必要な器具等は，児童生徒等の命を守る上で重要なものであることから，学校が使用可能な状態にあるかについて適宜点検し，使用できない状況にある場合には，学校と連携し，速やかに改善等を行っている。 |
|  | 国で作成した「学校における安全点検要領」等を参照するなど，安全管理を徹底している。 |

**■事故発生に備えた事前の取組等編（指針ｐ11～13参照）**

**◇事前の取組の推進に当たって**

|  |  |
| --- | --- |
| ☑欄 | 取組等 |
| 保護者や地域住民，関係機関等との連携・協働体制の整備 | |
|  | 事故の未然防止や事故発生時の対応（調査実施の判断や調査の実施を含む）に備える観点から，日頃から学校安全に知見を有する者（第三者）との関係構築に努めている。 |
| 学校安全計画について | |
|  | 各学校における計画の作成と実行，評価，改善について必要な指導・助言を行い，その内容の充実に努めている。 |
| 事故発生に備えた取組（詳細調査委員会の設置を含む）について | |
|  | 学校で事故が発生した際に，学校が行う対応をサポートできる体制を整えている。 |
|  | 詳細調査委員会の構成員を事前にリストアップするなどの検討を進めている。 |

**■事故発生後の対応編（指針ｐ14～22参照）**

**初期対応時（事故発生直後～事故後１週間程度）の取組**

**◇危機対応の態勢整備**

|  |  |
| --- | --- |
| ☑欄 | 取組等 |
|  | 事故発生後の対応を行う教職員には相当の心的負担がかかっていることに留意し，関係教職員に対する配慮も必要である。特に救命処置を実施する現場にいた教職員は強いストレス反応が生じることがあるため，メンタルヘルスケア等の実施について支援している。 |

**◇被害児童生徒等の保護者への対応**

|  |  |
| --- | --- |
| ☑欄 | 取組等 |
|  | 必要に応じて，被害児童生徒等の保護者の心情を理解し，被害児童生徒等の保護者，学校や学校の設置者をつなぐ役割を担う支援担当者を確保している。 |
|  | 複数の被害児童生徒等が事故等にあった場合，学校だけの対応で困難な場合があるため，複数の職員を派遣して支援対応している。 |

**◇学校の設置者等への報告，支援要請**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ☑欄 | 取組等 | |
|  | 必要に応じ，事故対応の知見を有する職員を含む複数の職員を派遣し，助言等の支援を行っている。 | |
|  | 同様の重大事故の発生を防ぐため，必要に応じて，所管の学校に対し速やかに注意喚起の働きかけを行っている。 | |
|  | 必要に応じて，警察等の関係機関に対しても情報提供を行っている。 | |
| （市区町村教育委員会（指定都市を除く。）の場合） | | |
|  |  | 都道府県教育委員会に速やかに事故発生を報告している。 |
|  |  | 必要に応じて，都道府県教育委員会に事故対応の支援を要請している。 |
| （私立・株式会社立学校の設置者の場合） | | |
|  |  | （学校又は学校の設置者より）都道府県等担当課に事故報告を行っている。 |
|  |  | 必要に応じて，都道府県等担当課に事故対応の支援を要請している。 |
|  | 公立学校の場合，事故の状況によっては，教育委員会会議や総合教育会議において報告等を行っている。 | |

**◇国への一報**

|  |  |
| --- | --- |
| ☑欄 | 取組等 |
| （指定都市教育委員会，国立学校の設置者の場合） | |
|  | 死亡事故が発生した場合に，国まで一報をしている。 |

**◇基本調査の実施**

|  |  |
| --- | --- |
| ☑欄 | 取組等 |
| 「基本調査」編のチェックリストで確認 | |

**◇保護者への説明**

|  |  |
| --- | --- |
| ☑欄 | 取組等 |
|  | 学校において把握した情報等を確認するとともに，対応等について，助言・支援等を行っている。 |
|  | 必要に応じて，学校が実施する説明会に学校の設置者も同席している。 |

**◇記者会見を含む情報の公表及び関係機関との調整**

|  |  |
| --- | --- |
| ☑欄 | 取組等 |
|  | 報道などの外部への対応については，学校との連絡を密にして，事実が正確に発信されるよう努めている。 |
|  | その際，被害児童生徒等及びその保護者の意向を丁寧に確認し，説明内容について承諾を得た上で行っている。 |

**【発防止に向けた中長期的な取組（事故後１週間程度経過以降）：詳細調査の実施**

|  |  |
| --- | --- |
| ☑欄 | 取組等 |
| **「詳細調査」編のチェックリストで確認** | |

**■「基本調査」編（指針ｐ24～29参照）**

**◇基本調査の対象**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ☑欄 | 取組等 | |
|  | 学校からの報告を踏まえ，下記に記載のとおり，４－２（３）の報告対象である全ての「死亡事故」を実施することとし，「治療に要する期間が３０日以上の負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故」については，被害児童生徒等の保護者の意向も踏まえ，特別な事情が無い場合は実施することを前提に，調査の実施を判断している。 | |
|  | 少なくとも以下の事故については「基本調査」を行っている。 | |
|  |  | ■全ての「学校の管理下において発生した死亡事故」 |
|  |  | ■被害児童生徒等の保護者の意向も踏まえ，学校の設置者が必要と判断した  「治療に要する期間が３０日以上の負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故」  （重篤な事故には，治療に要する期間が３０日以上でなくても意識不明（人工呼吸器を装着，ＩＣＵに入る等）の場合や，身体の欠損（歯を含む）・身体機能の喪失を伴う事故等を含む。） |
|  | 上記以外の事故についても，形式は問わず，事故発生に至る経緯や再発防止のための対策を整理している。 | |
|  | 学校からの事故の報告を受け，治療に要する期間が３０日以上となる場合でも，骨折や捻挫等の事案は事故の発生状況等により，基本調査の実施の有無を判断している。 | |

**◇調査の実施主体**

|  |  |
| --- | --- |
| ☑欄 | 取組等 |
|  | 事故現場に居合わせた児童生徒等が大人数の場合の聴き取り，膨大・多様な情報が集まった場合の情報の整理には時間と人員が必要となるため，その際には学校の設置者は，学校の求めに応じて，人的支援を行っている。 |
|  | 事故の重大性を鑑み，必要があれば，学校の設置者は職員（実務経験のある職員を含む）を学校現場に派遣し，適切な指導・助言を行うとともに，学校では手が回らない部分をサポートするなどの支援を行っている。 |
| （私立・株式会社立学校の設置者の場合） | |
|  | 必要に応じて，都道府県等担当課に事故対応の支援・助言を要請する。 |

**◇関係する全教職員からの聴き取り**

|  |  |
| --- | --- |
| ☑欄 | 取組等 |
|  | 事故の発生状況を踏まえ，必要に応じ，学校における関係する教職員の聞き取りを支援している。 |

**◇情報の整理・再発防止策の検討・報告**

|  |  |
| --- | --- |
| ☑欄 | 取組等 |
|  | 学校における基本調査の実施において，当該指針を踏まえた適切な対応がとられていない場合には，学校に対し適切な対応を促す指導・助言を行っている。 |
|  | 基本調査の結果を，都道府県等担当課に報告した。 |
|  | 基本調査において，詳細調査に移行するまでもなく事故等の原因が明らかとなり，再発防止策を講じることが可能となった場合には，学校に対して再発防止策を検討するよう指示をしている。 |
|  | その際，必要に応じて，学校の設置者も再発防止策の検討に関わっている。 |
|  | 再発防止策が検討された場合には，基本調査の結果を都道府県等担当課に報告する際に，併せて報告している。 |
|  | なお，再発防止策の検討に時間を要する場合には，後日，報告している。 |
|  | 詳細調査において，事故等の原因解明や再発防止策の検討を行う場合には，基本調査ではなく，詳細調査において都道府県等担当課に報告している。 |
| （指定都市教育委員会及び国立大学法人の場合） | |
|  | 基本調査の結果は，年度ごとに取りまとめ，国からの求めに応じ報告している。 |
|  | ただし，死亡事故及び意識不明など児童生徒等の命に関わる重大な事案に係る基本調査結果については，結果がまとまった時点で速やかに国に報告している。また，国の求めに応じ報告している。 |

**◇基本調査における被害児童生徒等の保護者との関わり**

|  |  |
| --- | --- |
| ☑欄 | 取組等 |
|  | 被害児童生徒等の保護者との関わりを通じて得た情報は，学校と学校の設置者との間で確実に共有している。 |
|  | 基本調査における被害児童生徒等の保護者との関わりにおいては，基本的には学校が行うことが想定されるが，事故発生の重大性を鑑み，必要に応じて，学校の設置者が被害児童生徒等の保護者への事実関係の説明や今後の調査の意向を確認する必要があることも考慮して対応している。 |
|  | 被害児童生徒等の保護者との関わりについては，事故発生（認知）直後から無理に状況確認をするのではなく，被害児童生徒等の保護者の心情に配慮した態度で接触するとともに，基本調査やその後想定されうる詳細調査も念頭に置いて，意向を丁寧に確認し，今後の接触を可能とするような関係性を構築している。 |
|  | 基本調査の経過及び整理した情報等について適切に被害児童生徒等の保護者に説明している。 |
|  | 事実関係の整理に時間を要することもあり得るが，必要に応じて適時適切な方法で経過説明があることが望ましく，最初の説明は，調査着手からできるだけ１週間以内を目安に行っている。 |
|  | この時点で得られている情報は断片的である可能性があり，断定的な説明はできないことに留意している。 |
|  | 説明に矛盾が生じないよう，全教職員で事故に関する情報を共有した上で，原則として，被害児童生徒等の保護者への説明窓口は一本化し，被害児童生徒等の保護者への情報提供を行う際は正確な情報の伝達を心がけ伝達した情報に誤りがあった場合にはすぐに修正するよう心がけている。 |
|  | 事実関係を基に，事故に至る過程や原因等を調査するには，「詳細調査」に移行することが必要であることに留意している。 |
|  | 今後の調査についての学校及び学校の設置者の考えを被害児童生徒等の保護者に伝えて，被害児童生徒等の保護者の意向を確認している。 |

**■「詳細調査への移行」編（指針ｐ30～31参照）**

**◇詳細調査への移行の判断主体**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ☑欄 | 取組等 | |
|  | 詳細調査への移行の判断は，基本調査の報告を受けた学校の設置者が行っている。 | |
| （市区町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）及び私立・株式会社立学校の設置者の場合） | | |
|  |  | 必要に応じて，都道府県等担当課から支援・助言を得ている。 |
|  | 詳細調査に移行するかどうかの判断については，「詳細調査に移行すべき事案の考え方」を参考としながら，例えば外部専門家等の意見を求めたりして，その意見を尊重する体制としている。 | |
|  | 詳細調査の移行の判断に当たっては，被害児童生徒等の保護者の意向に十分配慮している。 | |

**◇詳細調査に移行すべき事案の考え方**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ☑欄 | 取組等 | | |
|  | 「詳細調査に移行すべき事案の考え方」及び保護者の意思を十分に踏まえ，詳細調査への移行の判断をしている。 | | |
| （市区町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）及び私立・株式会社立学校の設置者の場合） | | | |
|  |  | | 基本調査の結果を都道府県等担当課に報告する際に，詳細調査への移行の有無及び，移行しない場合の理由についても併せて報告している。 |
| （都道府県・指定都市教育委員会及び国立大学法人の場合） | | | |
|  |  | 死亡事故及び意識不明など児童生徒等の命に関わる重大な事案の詳細調査への移行状況について，基本調査の結果とともに，国に報告している。また，国の求めに応じ報告している。 | |

**■「詳細調査の実施」編（指針ｐ32～36参照）**

**◇詳細調査の実施主体**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ☑欄 | 取組等 | | |
|  | 調査の実施主体（詳細調査委員会を立ち上げその事務を担う）は，学校の設置者が行っている。 | | |
| （市区町村教育委員会，都道府県等担当課が調査を実施する場合） | | | |
|  |  | | その求めに応じて都道府県教育委員会の支援を受けている。 |
| （私立・株式会社立学校の設置者の場合） | | | |
|  |  | 私立学校及び株式会社立学校における調査の実施主体は，学校の設置者であるが，死亡事故等が発生した場合であって，学校の設置者の求めに応じ，必要と認められる際には，当該事故が発生した学校における教育の根幹に関わる重大事態であることに鑑み，都道府県等担当課が行っている。 | |

**◇詳細調査委員会の設置**

|  |  |
| --- | --- |
| ☑欄 | 取組等 |
|  | 死亡事故等の詳細調査は，外部の委員等で構成する詳細調査委員会を設置して行っている。 |
|  | なお，地方公共団体によって，首長部局に常設の調査機関を有している場合には，当該機関を活用している。 |
|  | また，詳細調査委員会における調査に当たっては，必要に応じて，関係者の参加を求めている。 |
|  | 詳細調査は原因究明及び再発防止のための取組について検討するためのものであって，責任追及や処罰等を目的としたものではないが，事故に至る過程や原因を調査するには高い専門性が求められるため，中立的な立場の外部専門家が参画した詳細調査委員会とすることが必要であり，調査の公平性・中立性を確保している。 |

**◇詳細調査委員会の構成等**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ☑欄 | 取組等 | |
|  | 詳細調査委員会の構成については，学識経験者や医師，弁護士，学校事故対応の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって，調査対象となる事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について，職能団体や大学，学会からの推薦等により参加を図ることにより，当該調査の公平性・中立性を確保している。 | |
|  | 詳細調査委員会の構成員について，守秘義務を課すこととともに，氏名は特別な事情がない限り公表している。 | |
|  | 詳細調査委員会の構成員は，先入観を排除し，公平・中立な立場から，その専門的知識を生かし，可能な限り，多角的な視点から調査を行っている。 | |
|  | 学校の設置者等においては，事前に詳細調査委員会の構成員を事前にリストアップするなど検討を進めている。 | |
|  | これまで行われてきた詳細調査委員会において，構成員（『「学校事故対応に関する指針」に基づく詳細調査報告書の横断整理より』）として共通しているのは，大学教員，医師，弁護士，教育委員会職員等であり，これに，必要に応じて事故につながった運動種目に関する専門家，学校種や障害種に応じた専門家で構成されていることを参考にしている。 | |
|  | 基本調査の結果等を踏まえ，詳細調査において，関係者に対し再度聴き取り調査を行う場合，多数の児童生徒等からの聴き取り調査等を外部専門家が直接全て行うのはかなりの時間的制約があると予想されるため，例えば，聴き取り調査等を行い，事実関係を整理するための補助者を，詳細調査委員会の構成員とは別に置いている。 | |
|  |  | 補助者については，児童生徒等の聴き取り調査等を行う関係上，当該学校の教職員や学校の設置者の担当職員その他委嘱を受けた外部有識者等が想定される。 |
|  |  | その役割については詳細調査委員会の指示の下，聴き取り調査等を行い，事実関係を整理することにとどめるものとする。 |

**◇詳細調査の計画・実施手順**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ☑欄 | 取組等 | |
|  | 詳細調査委員会において，詳細調査の計画と見通しを立て，調査の実施主体との間で共通理解を図っている。 | |
|  |  | 調査の趣旨等の確認と，調査方法や期間，被害児童生徒等の保護者への説明時期（経過説明を含む），調査後の児童生徒等・保護者などへの説明の見通し等を検討している。 |
|  | プライバシー保護の観点から，委員会は非公開とすることができる。公開／非公開の範囲については，プライバシー保護及び保護者の意向に十分配慮した上で，個別事例ごとに関係者を含めて十分に協議している。 | |
|  |  | 関係者ヒアリングのみ非公開とするなど，「一部非公開」等の取扱いも検討している。 |
|  |  | 委員会を非公開とした際には，詳細調査委員会の内容は，報告を受けた学校の設置者が被害児童生徒等の保護者に適切に情報共有を行っている。 |
| □ | 詳細調査委員会においては，以下のような手順で情報収集・整理を進めている。 | |
|  |  | 1. 基本調査の確認 |
|  |  | 1. 学校以外の関係機関への聴き取り |
|  |  | 1. 状況に応じ，事故が発生した場所等における実地調査（安全点検） |
|  |  | 1. 被害児童生徒等の保護者からの聴き取り |
|  | 上記の情報収集においては，事故に至る過程の調査及び問題点・課題の抽出ができるよう，必要な情報を明確にして行っている。 | |
|  | 児童生徒等や教職員への聞き取りに当たっては，「基本調査の実施に当たっての留意事項・手順」の聞き取りを行う場合の目的を明らかにすることや事前説明を行うなどを参考にして，聴き取り対象者の負担を軽減するよう努めている。 | |

**◇被害児童生徒等の保護者からの聴き取りにおける留意事項**

|  |  |
| --- | --- |
| ☑欄 | 取組等 |
|  | 被害児童生徒等の保護者に調査への協力を求める場合は，信頼関係の醸成と配慮が必要であり，学校の設置者は，必要に応じて，被害児童生徒等の保護者の心情を理解し，被害児童生徒等の保護者，詳細調査委員会，学校や学校の設置者をつなぐ役割を担う支援担当者を確保している。 |
|  | 客観性を保つ意味から，原則複数で聴き取りを行っている。 |

**◇事故に至る過程や原因の調査（分析評価）と再発防止・学校事故予防への提言**

|  |  |
| --- | --- |
| ☑欄 | 取組等 |
|  | 事故に至る過程や原因の調査（分析評価）は，目的と目標に基づいて客観的に行われることが必要であり，詳細調査委員会の構成員は常に中立的な視点を保っている。 |
|  | 事故が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で，可能な限り，偏りのない資料や情報を多く収集，整理し，それらの信頼性の吟味を含めて，客観的に，特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行っている。 |
|  | 基本的にはある程度委員間で一致した見解を取りまとめる方向での調整が必要だが，それぞれの委員の専門性の違いなどがある場合には，複数の視点からの分析評価を取りまとめることも想定している。 |
|  | 事故に至る過程や原因の調査で，複雑な要因が様々に重なったことが明らかになる場合もあると思われるが，それぞれの要因ごとに，児童生徒等の事故を防げなかったことの考察などを踏まえて課題を見つけ出すとともに，児童生徒等を直接対象とする安全教育の実施を含め，当該地域・学校における児童生徒等の事故の再発防止・事故予防のために何が必要かという視点から，今後の改善策を，可能な範囲でまとめている。 |

**◇報告書の取りまとめ**

|  |  |
| --- | --- |
| ☑欄 | 取組等 |
|  | 報告書に盛り込むべき項目及び記載内容例を参考に，それまでの詳細調査委員会における審議結果から報告書の素案を作成している。 |
|  | 記載方法等は，「学校事故対応に関する指針」に基づく詳細調査報告書の横断整理を参照している。 |
|  | 報告書に何をどこまで記載するのかと，誰に何を（報告書か概要版か）どのような方　　法で公表するのかとは密接に関係するため，調査の実施主体と協議して詳細調査委員会にて判断している。 |
|  | 報告書の公表は，調査の実施主体が行っている。 |
|  | 報告書を公表する段階においては，被害児童生徒等の保護者や児童生徒等など関係者へ配慮して公表内容，方法及び範囲を決めている。 |
|  | 先行して報道がなされている場合など，状況に応じ，報道機関への説明についても検討している（報告書のうち報道機関に提供する範囲については，被害児童生徒等の保護者の了解をとっている。）。 |
|  | 報道機関に対して報告書を公表する場合，被害児童生徒等の保護者への配慮のみならず，児童生徒等への配慮も必要であり，例えば個人が特定できないような措置をとるなど公表する範囲についても留意している。 |
|  | 詳細調査委員会での調査結果について，詳細調査委員会又は学校の設置者が被害児童生徒等の保護者に説明している。 |
|  | なお，調査の経過についても適宜適切な情報提供を行うとともに，被害児童生徒等の保護者の意向を確認している。 |
|  | 調査結果の報告を受けた学校の設置者は，報告書に係る調査資料を，学校の設置者等の文書管理規定に基づき適切に管理している。 |

**■再発防止策の策定・実施編（指針ｐ37～38参照）**

**◇詳細調査委員会の報告書等の活用**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ☑欄 | 取組等 | |
|  | 報告書の提言を受けて，当該校の教職員や同地域の学校の教職員間等で報告書の内容について共通理解を図り，危機管理に関する研修を位置付けたり，不十分である可能性が明らかとなった部分の安全管理を徹底したりするなど，速やかに具体的な措置を講ずるとともに，講じた措置及びその実施状況について，適時適切に点検・評価している。 | |
|  | 必要に応じて市区町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）は都道府県教育委員会に，私立・株式会社立学校は，都道府県等担当課に必要な支援・助言を得ている。 | |
|  | 報告書の提言を受けて，被害児童生徒等の保護者の意見も聴取するなどして，具体的，実践的な再発防止策を策定し，マニュアル等にまとめ，その徹底が図られるよう努めている。 | |
|  | 詳細調査委員会から調査結果の報告を受けた学校の設置者は，以下のとおり報告するとともに，報告書の公表の取り扱いについても併せて情報共有している。 | |
|  | （市区町村教育委員会（指定都市立学校を除く。）） | |
|  |  | 都道府県教育委員会に報告書を提出している。 |
|  | （指定都市教育委員会及び国立大学法人の場合） | |
|  |  | 学校の設置者は国に報告書を提出している。 |
|  | （私立・株式会社立学校の場合） | |
|  |  | 学校の設置者が調査の実施主体となった場合は，都道府県等担当課に報告書を提出している。 |
| （都道府県・指定都市教育委員会及び国立大学法人の場合） | | |
|  | 毎年の年度当初に，前年度の所管の学校管理下で発生した事故等の基本調査及び詳細調査から，事故原因・傾向，再発防止策等の事故等の状況についてとりまとめ，所管の学校に周知し再発防止に努めるとともに，国の求めに応じてその状況を報告している。 | |

**■被害児童生徒等の保護者への支援編（指針ｐ39～43参照）**

**◇被害児童生徒等の保護者への関わり**

|  |  |
| --- | --- |
| ☑欄 | 取組等 |
|  | 被害児童生徒等の保護者への支援に当たっては，被害児童生徒等の保護者の心情に十分に配慮して対応している。 |
| （被害児童生徒等が死亡した場合） | |
|  | 被害児童生徒等の保護者の意向を確認の上，学校として通夜や葬儀にどう対応するか方針を定めている。 |
|  | 葬儀が終わった後も，被害児童生徒等の保護者への関わりは継続して行い，学校との関わりの継続を求める被害児童生徒等の保護者に対しては，他の児童生徒等の気持ちにも配慮しつつ，クラスに居場所を作る等の工夫をしている。 |
|  | 被害児童生徒等の保護者の意向も確認し，卒業式への参列等も検討している。 |
|  | 被害児童生徒等の保護者の感情に配慮し，専門的なケアの希望が出た場合には，信頼できる専門機関等を紹介又は情報提供を行っている。 |
| （被害児童生徒等に重度の障害が残った場合） | |
|  | 長期の入院等から復学した際の当該児童生徒等の学校生活を支援する（学校施設の改修，安全管理，学習体制，学びの保障等）とともに，医療，福祉，心理等の信頼できる専門機関等を紹介したり支援チームを組織したりするなど，家族への継続的なサポートを行っている。 |
| （被害児童生徒等が複数の場合） | |
|  | 事故の報告を受けた学校の設置者等は，当該学校に対し，必要な人員の派遣や助言等の支援を行うとともに，学校が行う被害児童生徒等の保護者に対する支援もサポートしている。 |
|  | それぞれの被害児童生徒等の保護者に担当者を決め，被害児童生徒等の保護者一人一人に丁寧な支援を行うとともに，担当者同士が連携して情報を共有し，被害児童生徒等の保護者間の対応に差が生じないように努めている。 |
|  | 学校や学校の設置者に対する被害児童生徒等の保護者の要望が異なる場合は，それぞれの被害児童生徒等の保護者の意向を十分に踏まえながら，支援担当者等を活用し，調整を図るよう努めている。 |
|  | 被害児童生徒等の保護者同士が連携し，家族会等の団体を立ち上げている場合は，団体の代表者を窓口にする等，団体の意向も確認しつつ必要な支援を行っている。 |
|  | 被害児童生徒等の保護者への支援は，段階に応じた対応が必要であり，指針に記載している内容を継続的な支援を行っている。 |

**◇中立な立場で事故に係る対応を支援する「支援担当者」の設置**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ☑欄 | 取組等 | |
|  | 学校の設置者等は，被害児童生徒等の保護者と学校の二者間ではコミュニケーションがうまく図れず，関係がこじれてしまうおそれがあると判断したときは，被害児童生徒等の保護者と学校，双方にコミュニケーションを取ることができ，中立の立場で現場対応を支援する支援担当者を設置している。 | |
|  | 支援担当者は，被害児童生徒等の保護者と学校では立場が異なることを理解した上で，中立的な視点で被害児童生徒等の保護者と教職員双方の話を丁寧に聴き，情報を整理し，当事者間の合意形成を促す等，常に公平な態度で双方の支援を行うことで，両者が良好な関係を築けるよう促すことを主な役割としている。 | |
|  | 支援担当者は，必要に応じ，被害及び加害児童生徒等の保護者間における対応に関する相談に係る支援も役割としている。 | |
|  | 支援担当者は，事故対応の知見を有する都道府県又は市区町村の職員が担当している。 | |
|  | 地域の実情によっては，学校の設置者が事故対応に精通した学識経験者（大学教員・元教員その他これらに準ずる者）に支援担当者を委嘱する等も検討している。 | |
|  |  | 委嘱する場合には，個人の情報等を扱うことから，守秘義務を課すなどの対応をしている。 |
|  | 支援担当者は，継続的な支援を行う必要があることから，複数人のチームで対応している。 | |
|  |  | その際，担当者間において対応の共通認識を図りながら支援等ができるように努めている。 |
|  | 支援担当者は，独立行政法人日本スポーツ振興センターの「学校等事故事例検索データベース」を活用するなど，過去の事故事例を参照しながら事故対応の知見を広めている。 | |